

# 「困ったなあ」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## に答えます

### 国際ロマンス詐欺に遭いました。 お金を取り戻したいです。



10年ほど前になりますが、夫と離婚する際、先生に大変お世話になりました。おかげで以後平穩に暮らしていましたが、ここに来て、大問題が起きました。

実は恥ずかしい話ですが、ネットでも知り合ったアメリカ在住の白人男性(30代後半)と2年来恋愛関係になり、私はもう60歳ののですが、交信が楽しくて生きがいになり、言われるがまま多数回にわたってお金もずいぶん振り込みました。彼は日本が大好きで来日して私と結婚したいと言うので、来日費用も振り込みましたが、結局一度も会えないままでした。お金がなくなつて

娘に借金を頼んだ際、娘が「お母さん、それって国際ロマンス詐欺じゃないの!」と言いつつ、大げんかの末、嫌々ながら目を覚まさせられました。娘には振込額は1000万円と言いましたが、実は2000万円近くになり、老後資金がすつからかんです。

少しでも取り戻さなければと思い、必死で検索すると、国際詐欺の被害金は必ず取り戻せますと宣伝するサイトが見つ

かりました。弁護士事務所のはずですが、電話をしたら事務員が出て、先生は忙しくて会えない、取りあえず着手金を振り込んでくださいというのです。8パーセントなので160万円。成功報酬は5パーセントだそうです。もはや借金をしないと振り込めないのですが、それでも2000万円は取り戻したいので、振り込んだ方がよいのか、振り込んで大丈夫かということをお聞きしたいのです。

### お金を取り返すのは困難です。 二次被害に気を付けてください。



それは大変な被害に遭いましたね。仮想通貨詐欺その他、ネットが手段となった現在、詐欺は今や国境を越えた国際的なものになっていきます。

詐欺はどの国でも犯罪なのですが、警察の権限はそれぞれの自国内にしか及ばず、海外の人や物を調べるには、外交ルートやICPO(国際刑事警察機構)を通じるなど特殊な手段が必要で、振込先はもちろん海外の銀行です。日本国内であれば振り込め詐欺に遭つてすぐに警察に訴え出れば警察が口座を凍結してくれ、いくばくか戻ってくることは期待できますが、海外ではその手段が執られません。いずれにしても振り込んだ金はすぐに引き出されているでしょう。

身もふたもない言い方になりますが、だまされたお金は戻ってこないと思ってください。警察に刑事告訴するのももちろん構わないですし、告訴が受理されれば全証拠を提出して供述をすればよいですが、逮捕なり返金はほぼ期待できません。

警察ですら難しいのに、何らの調査権限のない弁護士ができることではないのです。その弁護士事務所の話は、近頃問題になっている、国際詐欺の二次被害ケースだろうと思います。被害者がわらにもする気持ちなのにつけ込んで、着手金をだまし取る詐欺。

私も検索しましたが、実在の弁護士のサイトもありますね。さすがに最初相談をして着手するまで無料とありますが、「必ず取り戻せる」との誇大広告は懲戒すれすれの違法行為だと思います。お話のサイトは正真正正鉦詐欺師のサイトでしょう。弁

護士は必ず顧客と面談をして、委任契約書を作らないといけない決まりがあり、その不遵守はそれだけで弁護士会の懲戒処分を受けるからです。

国際ロマンス詐欺に引っかかる女性がいまだに結構いるらしいのは、やり方が大変巧妙なのだろうと思います。恋愛感情を持つて夢を抱いていただけに普通の詐欺被害より相当つらいとは思いますが、心身の被害がなかったことを良しとして、これ以上何の被害にも遭わないこと、適宜周りに相談することを決意されて、前に向かうのが良いと思いますよ。

